おもちゃ花火は正しく安全に

枯草に燃え移ったり、建物に飛び込んで火事になったりと、花火が原因の火災が年間に100件近く起きています。

花火をする時は必ず水バケツを用意して大人といっしょに遊びましょう。

「ルールを守って楽しい花火」

後期高齢者医療 減額認定証の更新について

住民税非課税世帯に属する被保険者は、申請することにより、入院時、医療機関での自己負担限度額や食事代などを減額することができます。

現在、減額認定証をお持ちの人は、有効期限が7月31日までとなっています。

認定証は自動的に更新・発行されるものではなく、申請により発行しています。

引き続き対象となる人には、更新申請書を送付しているので、早めに更新手続きをしてください。

申請・問合せ…岡山県後期高齢者医療広域連合

☎086（245）0090

市民課　☎㊾2130

「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新について

現在交付されている「国民健康保険限度額適用認定証」「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は7月31日までとなっています。

認定証は自動的に更新・発行されるものではなく、申請により発行しています。

更新対象者には申請書を送付しているので、引き続き認定証が必要な人は早めに手続きをしてください。

申請・問合せ

市民課　☎㊾2130

入院時の減額制度について

国民健康保険加入者で70歳未満の人は、事前の申請により「限度額適用認定証」を発行しています。入院する際、認定証を医療機関の窓口に提示することで、1か月毎の医療費が高額になった場合でも、支払う金額が世帯毎の自己負担限度額までになります。

また住民税非課税世帯の人は、食事代もあわせて減額となります。

70歳以上の人についても、住民税非課税世帯の場合は事前に申請をして「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けると、自己負担限度額と食事代が減額になります。

手続きに必要なもの

①国民健康保険証

②印鑑

※国民健康保険税の滞納がある人や所得の申告をしていない人は認定証の発行ができない場合があります。

申請・問合せ…市民課

☎㊾2130

児童手当現況届の提出をお願いします

児童手当を受けている人に対して、6月1日現在における児童の養育状況などを確認するための現況届の用紙を送付しています。まだ提出されていない人は至急提出してください。

※提出がないと6月分以降の手当が受けられません。

提出・問合せ

市民課　☎㊾2129

市民交通傷害保険 ご家族皆さんでご加入を！

今加入の市民交通傷害保険は、8月31日で期限を迎え、9月1日から新たに一年契約が必要になります。

7月20日㈰以降、各地区の行政協力委員さんなどが勧誘に行きますので、8月29日㈮までにご加入ください。

協働のまちづくり課（笠岡シーサイドモール内市民プラザ）で直接加入することもできます。

保険料…一口600円

一人二口まで

加入資格…市内に在住・在勤・在学している人、市内在住者の被扶養者で市外に住んでいる人（学生など）

支払われる保険金（一口につき）

死亡したとき　100万円

重度後遺障害　100万円

負傷　5000円～12万円

※保険金の請求手続きも、お気軽にご相談ください。

申込み・問合せ

協働のまちづくり課

☎㊾2123

赤ちゃんとお母さん（お父さん）も一緒に・・・。
「ヨチヨチ・ぷかぷか」ベビースイミング
3日間体験会
●体験期間 7月2日（水）～8月31日（日）
ポイントもついてとってもお得！ ひよっこ TICKET
●対象　生後6ヶ月～3歳児とお母さん（お父さん）
●参加費 3,000円
赤ちゃんとお母さんの体調にあわせておこしください。
期間中、開催されているベビースイミング教室を3回体験できます。
*前日までにお電話でお申込ください。*赤ちゃんのプール入水は指定のパンツで。
●参加特典　①アクアパンツ3枚プレゼント！　②ひよっこチケットプレゼント！
（天満屋ハピータウンポートプラザ店・鴨方店でのお買物がとってもお得！）
赤ちゃんとお母さんのことを考えた
ENJOYのやさしいベビースイミング
（お気軽にお電話ください）
いつからでもはじめられます。
月曜日 15:00～15:45
水・木・土曜日 10:30～11:15
日本スイミングクラブ協会 加盟クラブ
スポーツクラブ ENJOY SWIMMING & FITNESS
笠岡
笠岡市入江181
(0865)69-7066
■休館日/毎週火曜日
■営業時間/
月-土曜日 10:00-21:30
日曜日 10:00-17:00